

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和4年1月

(LIBOR 関連抜粋)

[主要行、地銀、第二地銀、証券]

## LIBOR からの移行対応について

- LIBOR は、米ドルの一部テナーを除き、2021 年 12 月末に公表が停止された。大半の契約については 12 月末までに移行対応が完了されているものと認識しているが、一部の残存契約の適切な管理や、フォールバック条項の発動に伴う金利切替など、公表停止以降に必要な対応についても、計画的に実施していただきたい。
- 移行が真に困難な契約について、やむを得ずシンセティック円 LIBOR を利用する場合には、2022 年末までの時限的措置であることにも留意しつつ、適切な顧客対応を行っていただきたい。金融庁としても、シンセティック LIBOR の利用状況や顧客対応状況の確認等、必要に応じてモニタリングを実施していく。
- また、2023 年 6 月末に公表停止が予定されている米ドル LIBOR の一部テナーについて、米当局は、2022 年 1 月以降の新規取引での利用は、一部例外を除き原則停止することを求めており、米当局の指針に則って計画的に移行対応を進めていただきたい。

# 米ドルLIBORの新規利用停止に関する米国当局の方針(概要)

(※)2021年12月末時点

- 米ドルLIBORは、2021年12月末に恒久的に公表停止された一部テナーを除き、現行のパネル方式での公表は、2023年6月末をもって停止予定。
- 一方、米国当局は、米ドルLIBORからの円滑な移行に向けて声明等を公表し、2022年1月以降の米ドルLIBORの新規利用について、一部例外を除き停止することを求めている。また、金融庁としても、外貨建てLIBORを参照した取引については、各通貨の母国当局又は検討体が示したタイムラインやガイダンス等に沿った対応を求めており、金融機関においては、米当局・検討体の動向等を確認しつつ適切に移行対応を進めることが期待される。
- なお、米国当局等が示した「新規契約の定義」や新規利用停止の「例外」のポイントは、以下のとおりであるが、実際の検討に当たっては、米当局や検討体による公表資料の原文を参照されたい。

## 米国当局による共同声明・FRBによるFAQのポイント

### 「新規契約」の定義

2022年1月以降に新規での利用を停止すべき米ドルLIBORの「新規契約」とは、( i ) 追加のLIBORエクスポージャーを生じさせるもの、及び( ii ) 既存のLIBOR参照契約の満期を延長するもの、を指す。

- 2021年12月末以前に締結された法的強制力のある契約(コミットメントライン等)に基づく引出しは、「新規契約」に含まれない。
- 2022年1月以降における既存のLIBOR参照ローンの自動更改は、「( ii ) 既存のLIBOR参照契約の満期延長」として「新規契約」に含まれる。
- 2021年12月末までに締結された既存契約の実施(例:スワップション)は、「新規契約」に含まれない。

### 米ドルLIBOR新規利用停止の「例外」

例外的に2022年1月以降も米ドルLIBOR新規取引の実施が適切と考えられる場合の例として、以下のケースが挙げられている。

- i. 中央清算機関における参加者破綻時に求められるオークション手続きへの参加とその結果生じた米ドルLIBORエクスポージャーのヘッジ
- ii. 2021年12月末までに締結された米ドルLIBOR取引にかかる顧客サポートのためのマーケットメイキング
- iii. 銀行やその顧客の2021年12月末までに締結された米ドルLIBORエクスポージャーを減少させる又はヘッジする取引
- iv. 2021年12月末までに締結された米ドルLIBOR参照取引のノベーション

#### (出所)

- 金融庁「外貨建てLIBORを参照した取引の対応について」(2021年6月17日)  
[https://www.fsa.go.jp/policy/libor/fsb\\_202106\\_ja.pdf](https://www.fsa.go.jp/policy/libor/fsb_202106_ja.pdf)
- 米5当局共同声明(SR21-17/CA21-15)(2021年10月22日)  
<https://www.federalreserve.gov/supervisionreg/srletters/sr2117.htm>
- FRBによるFAQ(SR21-12 Attachment B)(2021年11月19日)  
<https://www.federalreserve.gov/supervisionreg/srletters/sr2112.htm>

#### (参考URL)

- FRB <https://www.federalreserve.gov/supervisionreg/libor-transition.htm>
- ARRC <https://www.newyorkfed.org/arrc>
- 全国銀行協会 <https://www.zenginkyo.or.jp/libor/#c39812>